

読む
聞く
調べる

情報図書館

☆★セルフコピー機の導入について★☆

●当館所蔵の資料を、著作権法31条規定の範囲内でコピーすることができます。コピー機の導入により、ご自身で複写作業を行っていただくことが可能になりました。

利用方法：コピー申込書に必要事項をご記入の上、受付窓口にお出しください。職員が複写の範囲を確認後、館内備え付けコピー機において、複写作業を行っていただきます。1枚10円、白黒のみ、領収書の発行はありません。

※著作権法第31条（図書館等における複製）

調査研究の目的で使用する場合に限り、著作物の一部分（資料によって範囲の規定が異なります）等を1人1部のみ、複写することができます。

シリーズ・新図書館活用達人講座2

ご存じですか？「著作権法」

図書館での複写は、著作権法第31条を根拠に制限つきで許可されています。

著作権とは、知的財産権のひとつです。小説や音楽など文化的な創作物を創作した人が、その作品に対して有する権利です。その権利を保護するための法律が「著作権法」です。もしこの法律がなかったら、作者が対価や社会的名声を得ることが保障されなくなり、また私たちにとっても、知らないままだと無自覚に法を犯しかねない、生活に密着した法律でもあります。

「借りた本やCDをコピーして人にあげる」「本の内容を無断でそのままホームページに使う」…などは、著作権法違反につながってしまいます。作者が自作をタダで勝手に使われていると知ったら、創作する気をなくし、図書館や書店からいい作品が消えてしまうかもしれません。

「自分だけなら…少しだけなら…」の考えではなく、後で困ることのないよう、著作権と著作権法のことを知り、資料の正しい利用を心がけましょう。図書館と司書は、著作権を正しく理解していただくための案内役でもあります。分からぬことがありますれば気軽におたずねください。



複写規定（一部）

一般的図書	全体の1/2未満
新聞・雑誌	全体の1/2未満 (当日分・最新号はコピー不可)
地図	個々の地図の1/2未満 住宅地図は見開きの1/2未満
法律、例規など	制限なし
持込資料	できません

新規登録、随时受付中！

図書館の利用カードは0歳から発行可能です。住所など確認できるものをご持参の上、窓口でお申し込みください。

図書館休館日

6月5日(月)、12日(月)

19日(月)、26日(月)

30日(金・整理日)

おはなし会（司書のブックトークなど）

6月24日(土)

午前11時

幼児～小学校低学年

読み聞かせ会（ボランティアの読み聞かせ）

6月10日(土)

午後2時

小学生まで

図書館への問い合わせ

☎ 58-3710

開館時間

午前10時～午後6時



らいぶらりあんスピーフィ

図書館URL : <http://www.city.tsukubamirai.lg.jp/library/> 「蔵書検索」「新聞記事に見るつくばみらい市&TX」他 図書館E-mail : library01@city.tsukubamirai.lg.jp